

# おしえて！ シリーズ 介護保険 vol. 4



閩福祉課 介護保険係  
☎ 286 - 3114

今回は、「サービスの利用のしかた」についてお知らせします。

いつまでも自分らしく自分の力で生活していくため、皆さんも健康維持に努めていることと思います。しかし、介護や支援が必要となった場合、どこに相談したらいいのでしょうか。

町が設置している「地域包括支援センター【こころねっと】」では、基本的に65歳以上の高齢者の困りごとや高齢者を介護する人の相談所として、西部圏域（飯野・広安西・広安校区）と東部圏域（木山・福田・津森校区）の2か所で業務を行っています。介護や支援の相談はもちろん、

【こころねっと】の文字どおり、地域の皆さんの心がつながりネットワークが広がるよう、職員一同、毎日奮闘しています。

## サービスを利用するためには

### ① 相談します

地域包括支援センター【こころねっと】や福祉課の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人



### ② 申請します

福祉課窓口で申請します。 ※申請は、本人や家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

**申請に必要なもの…**要介護・要支援認定申請書／介護保険の保険証（65歳以上の人）／医療保険の保険証（40～64歳の人） ※このほかに、原則として本人や代理人の身元確認の書類およびマイナンバー確認の書類などが必要です。

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人



### ② 基本チェックリストを受けます

地域包括支援センターで、心身や日常生活の状態など生活機能の調査を受けます。生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者となります。

**生活機能とは…**人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

常時介護が必要な人を **在宅** で介護している人へ

## 介護者手当を支給します

在宅で常時介護が必要な人（被介護者）を常時介護している人（介護者）に対し、その労をねぎらい、福祉の増進を目的として手当を支給します。対象となる要件や申請の方法は、下記のとおりです。

### 被介護者とは？

益城町に住所があり、基準日（平成30年10月1日）前1年間、次のいずれかに該当する人

- ① 介護保険制度の要介護4以上の人で、**常時介護を必要とする人**
- ② 身体障害者手帳1種1級所持者で、**常時介護を必要とする人**
- ③ 療育手帳A1所持者で、**常時介護を必要とする人**



閩福祉課 高齢者支援係 ☎ 286 - 3114  
福祉係 ☎ 286 - 3115

### 介護者とは？

基準日（平成30年10月1日）現在、益城町に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人で、引き続き1年以上、被介護者と同居し、在宅介護している人

### 支給の対象外

被介護者または介護者が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間に、

- ▶ 病院、施設等に30日を超える入院・入所・ショートステイ利用をしたとき
- ▶ 他の市町村の支給する在宅ねたきり老人等介護者手当